

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般
出先機関一般

寒川町職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員服務規程の一部を改正する訓令

寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第10条の9」を「第10条の10」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。